

ジェコー株式会社が教育の振興のために寄付



杉浦さとし取締役社長(左)から目録を手渡された工藤市長

ジェコー株式会社(杉浦さとし取締役社長)から教育の振興のために100万円が市へ寄付され、8月22日市役所で贈呈式が開かれました。

同社は、中学生を対象とした職場体験の受け入れや、まちの美化活動などにより、これまでも地域と関わってきましたが、今年で創立65周年を迎え、寄付をされたものです。いただいた寄付金は、基金に積み立てられ、今後、教育に関することに活用されます。

▶問い合わせ 教育総務課財務施設担当 ☎556-8311

宝くじ助成を活用して地域のコミュニティづくり



新たに備品が整備された自治会集会所での防災・防犯セミナー

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に、コミュニティ助成事業を実施しています。

今年度、この宝くじの助成を受けて、緑町自治会(諏訪茂雄会長)が自治会集会所の備品(エアコン、テレビ)の整備を行いました。新たに備品が整備された自治会集会所で、同自治会が防災安全課職員と行田警察署員を講師に招き、「防災・防犯セミナー」を実施するなど、活発な自治会活動を行っています。同自治会は今後も自治会集会所を拠点に、地域コミュニティの活性化を図っていきます。

▶問い合わせ 地域づくり支援課自治振興担当(内線251)



市内循環バスの有料広告を募集しています

市では、市内循環バスの車内、車外および車内放送広告を募集しています。企業、事業所、自営業を営む皆さん、年間約24万人が利用する市内循環バスに、広告を掲出してみませんか。

▶規格

【車内広告】縦297mm×横420mm(A3サイズ)の紙に印刷または描写したもの

【車外広告】縦594mm×横841mm(A1サイズ)のラッピングフィルムなどの剥離可能な屋外用シールに広告デザインを施したもの

【車内広告放送】広告主が指定する停留所1カ所、バスの通過1回につき、30字以内で放送するもの

▶広告掲出料

【車内広告】1枚月1,000円

【車外広告】1枚月6,000円

【車内広告放送】停留所1カ所でバス通過ごとに1回の放送で月1,000円

▶その他

- ・掲載できる広告は、公共性および公益性を損なわないものとします。
- ・広告の制作費は広告主の負担となります。
- ・掲載するスペースには限りがありますので、路線・スペースなどは、事前にご相談ください。

▶問い合わせ 地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)

詐欺・悪質商法対策機器「撃退っち」を配布しています

近年、高齢者を狙った詐欺や、悪質商法などの不審な電話が急増しています。その対策として、市では、受話器に取り付けて簡単な操作をするだけで詐欺・悪質商法の電話を防止できる詐欺・悪質商法対策機器「撃退っち」を配布しています。

ご希望の方は、地域づくり支援課へお越しください。なお、数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

▶問い合わせ 同課くらし安心担当(内線252)

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第2期納期限 10月27日(金)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303

行田市デマンドタクシーをご利用ください

市では、市内循環バスなどの停留所までの移動が困難な高齢者および障害をお持ちの方の移動手段を確保するため、4月から「行田市デマンドタクシー」事業を実施しています。

行田市デマンドタクシーとは、事前に登録した利用者の自宅と市が指定した乗降場所との間を運行するタクシーのことです。指定乗降場所には、公共機関をはじめ、医療機関や金融機関、商業施設などがあります。乗降場所が決められている点や途中下車や寄り道ができない点などが通常のタクシーとは異なり、バスとタクシーの中間的な交通手段となります。

▶利用対象 本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の方
- ・各種障害者手帳をお持ちの方(等級や年齢制限なし)

▶運行区域 市内および秩父鉄道ソシオ流通センター駅

▶利用可能日・時間 午前8時30分～午後5時※年末年始(12月29日～1月3日)を除く

▶利用料金 タクシーメーター料金に応じた4段階制

- (1) 2,000円未満の場合…500円
- (2) 2,000円以上3,000円未満の場合…1,000円
- (3) 3,000円以上4,000円未満の場合…1,500円
- (4) 4,000円以上の場合…2,000円



ご利用ください 行政相談

行政相談とは、国から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関に関する苦情や意見・要望を聴き、その解決や実現を図るものです。医療保険、年金、雇用、道路(国道)などについて「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」などありましたら、気軽に相談ください。

▶行政相談委員

- ・西山カツ枝さん
- ・黒田和男さん
- ・河野恭男さん

特設行政相談

総務省関東管区行政評価局では、10月16日(月)～22日(日)を行政相談週間と定めています。本市ではこの期間内である次の日時に特設会場を設置し、関東管区行政評価局職員同席のもと相談を受け付けます。

▶日時 10月16日(月)午前10時～午後3時

▼場所 商工センター401研修室
定例行政相談
毎月第3月曜日午後1時30分～3時30分(祝日除く)に、産業文化会館で行政相談を実施しています。日時などの詳細は、毎月「市報ぎょうだ」に掲載している「各種相談」をご確認ください。

この他、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けます。

行政苦情110番

電話 0570-090110

FAX 048-6000-2336

▶問い合わせ 地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)

JICA ボランティア体験談・説明会を開催します

開発途上国で活動するJICAボランティアの制度や内容についての説明および経験者の体験談を聞くことができます。ボランティアには技術系・医療系・教育系・農業系・スポーツ系などさまざまな職種があります。

ぜひお気軽にご参加ください。

▶日時

- ①10月3日(火)午後7時～9時(午後6時30分開場)
- ②10月19日(木)午後7時～9時(午後6時30分開場)

▶場所

- ①埼玉会館3C会議室(さいたま市浦和区高砂3-1-4)
- ②大宮ソニックシティビル市民ホール(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)

▶参加費 無料

▶その他 予約不要、入退場自由

▶問い合わせ JICA青年海外協力隊事務局募集・選考課 ☎03-5226-9813